

認定こども園に関する状況について

認定こども園の数（全国）

度	認定こども園数		移行施設数			
	(4月1日現在)	前年対比	幼稚園から	認可保育所から	その他保育施設から	新規
平成31年	7,208	1,048	382	716	17	62
令和2年	8,016	808	327	554	21	48
令和3年	8,585	569	206	369	16	47
令和4年	9,220	635	157	396	45	54

※複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため移行数と増加数は一致しない。

※内閣府「認定こども園の数等について」より

【参考】認可保育所から認定こども園に移行した施設数

度	幼保連携型	保育所型	幼稚園型
令和4年	202	194	0

認定こども園の数（三重県内）

年度	認定こども園数 (4月1日現在)	施設数				
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型
平成31年	55	15	40	48	1	6
令和2年	65	21	44	54	1	10
令和3年	69	27	55	68	1	11
令和4年	82	27	55	68	1	13

※内閣府「認定こども園の数等について」より

【参考】令和4年1月現在の三重県内における認定こども園の運営状況（施設数）

	幼保連携型	保育所型	幼稚園型
公立	15	12	0
私立	53	1	1
計	68	13	1

（参考）定員 200 人—249 人 8 施設 250—299 人 5 施設 300 人以上 2 施設

幼保連携型認定こども園 と 保育所型認定こども園の比較

類型	幼保連携型認定こども園	保育所型認定こども園
法令	認定こども園法	認定こども園法
所管	内閣府（こども家庭庁）	内閣府（こども家庭庁）
規則	運営規定（＋園則）、重要事項説明書	運営規定、重要事項説明書
定員・対象	1号、2号、3号認定（0-5歳入園可）	1号、2号、3号認定（0-5歳入園可）
園舎基準	園舎は2階以下を原則。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設ける 園舎面積は学級数が1学級の場合180㎡、学級数が2学級以上の場合320㎡＋100（学級数－2）㎡の面積が必要	園舎は2階以下を原則。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設ける 満2歳以上のこども1人につき、1.98㎡以上の面積が確保されている場合、学級数による必要園舎面積の基準は適用されない
保育室面積	2歳児 子ども1人につき1.98㎡以上 3歳～5歳児は幼稚園設置基準及び児童福祉施設最低基準に定める保育所の基準（以下、保育所の基準という）の両方を満たすことが原則 ※ただし既存施設から、転換する場合は、いずれかの基準で可	2歳児 子ども1人につき1.98㎡以上 3歳～5歳児は児童福祉施設最低基準に定める保育所の基準（以下、保育所の基準という）を満たすことが原則
園庭	2歳児 保育所と同様（子ども1人につき3.3㎡以上） 3-5歳児は幼稚園設置基準及び保育所の基準の両方を満たすことが原則 幼稚園基準の運動場面積は、学級数が2学級以下の場合330㎡＋30×（学級数－1）㎡、学級数が3学級以上の場合400㎡＋80×（学級数－3）㎡の面積が必要 園舎園庭は同一の敷地内または隣接する位置に設けることを原則とする	満2歳以上児 保育所の基準（満2歳以上児子ども1人当たり3.3㎡以上）を満たすことが原則 園庭は以下の要件を満たすことで、認定こども園付近にある場所を屋外遊技場として代替できる （1） 子どもが安全に利用できる場所であること （2） 利用時間を日常的に確保できる場所であること （3） 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること （4） 満2歳以上児による屋外遊技場の面積を満たす場所であること
保育内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針
職員配置	4、5歳児 25：1、 3歳児 20：1、 2歳児 6：1、1歳児 5：1、0歳児 3：1	4、5歳児 25：1、 3歳児 20：1、 2歳児 6：1、1歳児 5：1、0歳児 3：1
職員	園長、保育教諭等、調理員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師	園長、保育士、嘱託委、調理員
資格	保育教諭（幼稚園教諭、保育士資格の両方を保持）	保育士資格、幼稚園教諭併用が望ましい
開園時間	原則11時間 1号認定は4時間程度	原則11時間 延長保育あり 1号認定は4時間程度
土曜日	原則開園	原則開園
長期休暇	原則開園 1号認定時は長期休暇の設定が可	原則開園 1号認定時は長期休暇の設定が可
子育て支援	実施義務有	実施義務有
保育の事由	2、3号はあり、1号はなし	2、3号はあり、1号はなし